

2025 年 6 月 27 日

各 位

株式会社 り そ な 銀 行
株式会社 埼 玉 り そ な 銀 行
株式会社 関 西 み ら い 銀 行
株式会社 み な と 銀 行

りそなグループの銀行代理業務拡大について
～みなと銀行の追加で窓口サービスがより便利に～

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)、埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)、関西みらい銀行(社長 西山 和宏)、みなと銀行(社長 持丸 秀樹)は7月1日(火)より、3社間(りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行)で締結していた銀行代理業務委託契約^{※1}を、みなと銀行との間でも締結し、りそなグループ全4銀行で窓口の相互利用を開始します。

※1 ある銀行が他の銀行に対して自行の業務の一部を代理して行うことを委託する契約。

- **800 カ店を超える有人店舗の全窓口で手続きが可能になります**
みなと銀行の銀行代理業務開始により、りそなグループで口座をお持ちのお客さまは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行のいずれの窓口でも普通預金の入出金や住所変更などの手続きが可能となります。

りそなグループでは、バックオフィスや間接部門の統合を通じてグループの一体運営を強化し、その上で4つの銀行がそれぞれの地域やお客さまの特性に応じた価値を提供する「ワンプラットフォーム・マルチリージョナル戦略」の確立を目指しています。今後も新たな価値の提供やサービスの充実によりお客さまの利便性向上に努めます。

【取扱概要】

開 始 日	2025 年 7 月 1 日(火)
取 扱 業 務 ^{※ 2}	りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の有人店舗の窓口で、以下の業務が取り扱い可能となります。 ・ 普通預金、貯蓄預金の入出金、解約 ・ 普通預金、貯蓄預金の通帳記入、繰越、再発行 ・ 各種届出(変更、喪失など)

※2 一部取り扱いできない店舗や業務がございますので、詳細は各社の店舗窓口にお問合せください。

以 上